

(別紙1)

## 令和8年度「地方応援隊」応募要項

令和8年3月  
国土交通省国土政策局  
農林水産省農村振興局

### 1. 「地方応援隊」とは

#### ① 背景

条件不利地域の振興等を所掌する国土交通省国土政策局では、令和2年度より、条件不利地域の小規模市町村に対し、志願した若手職員を割り当て、当該市町村の職員等と連携しながら、地域が抱える課題の解決を支援する「地方応援隊」の取組を試行的に開始いたしました。その後、対象となった市町村や活動に携わった職員から聞き取りを行ったところ、肯定的なご意見が多数であったことを踏まえ、令和4年度に、中山間地域等の振興を所掌する農林水産省農村振興局や省内他部局等と連携することで体制を拡大するとともに、対象となる市町村を公募するなど制度を整え、本格的に取組を開始いたしました。

令和8年3月現在、計 20 市町村に職員を「地方応援隊員」として割り当てて活動しています。これまでの活動対象市町村や活動内容は、HP に掲載している活動報告書をご覧ください。

(国土交通省 HP)

[https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk3\\_000134.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000134.html)

(農林水産省 HP)

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/hotline/ouentai.html>

## ② 活動趣旨

国土交通省国土政策局や農林水産省農村振興局等の若手職員で志願した者を地方応援隊員として任命の上、応募があった市町村ごとに担当を割り当てます。各隊員は、当該市町村における地域課題を具体的に整理し、国土交通省・農林水産省が所管する地域課題解決に資する政策（二地域居住の促進、農山漁村振興等）を中心に、今後の取組の方向性を提案します。同時に、当該活動を通じて市町村職員との人脈を形成し、国との身近な相談窓口になることを目指します。

## ③ 活動内容

隊員は担当市町村へ、国土交通省・農林水産省の所管分野を中心とした課題解決支援を行います（もちろん、個々の市町村の課題に応じてこれ以外の分野のご相談にも応じます）。具体的には、担当市町村を訪問し、現地を実際に見ながら地域の課題を確認した上で、WEB 会議等のオンラインツールも活用して担当市町村と密に連携を取りながら、課題に関する調査や分析を行い、解決に向けた方策等を提案いたします。活動頻度は、現地訪問を年に1～2回程度、WEB 会議等オンライン上でのコミュニケーションを月に1回程度行うこととしています。ただし、隊員の業務状況や予算等の事情により、WEB 会議や現地訪問の頻度等を個別に調整することがありますのでご留意ください。

<活動例（令和6年度活動内容）>

### ・岩手県久慈市

「特定居住促進計画」（二地域居住の促進に係る法定計画）の作成に向けた方針決定に寄与

### ・高知県安田町

農林水産省の「元気な地域形成支援事業」を活用サポート

## ④ 活動期間等について

今回の応募で新たに対象となった市町村に係る活動開始時期は、令和8年4月頃を予定しています。活動期間は、上述のとおり、各隊員と市町村職員との人脈の形成も目的としていること等を踏まえ、原則として職員の異動スパンで

ある2年（令和9年度末）といたします。ただし、隊員の人事異動等の事情に応じて、活動期間について個別に相談する場合がありますのでご注意ください。

なお、2年経過後も活動継続のご意向がある場合は、その時点での応募要項を踏まえ、再度、応募手続きをお願いいたします。

#### ⑤ 隊員について

国土交通省国土政策局や農林水産省農村振興局等の主に課長補佐級から係長・係員級までの若手職員（他府省や民間企業、自治体からの出向者含む）の中から、1市町村あたり2名程度ずつ割り当てます。また、2名程度のうち、できるだけ、国土交通省・農林水産省が均等になるように（1名程度ずつ）割り当てる予定です。なお、基本的に、活動期間中は同じ隊員が担当することとされていますが、人事異動や隊員の業務状況等の事情により、隊員が変更となる可能性がありますのでご注意ください。

## 2. 応募について

### ① 応募対象市町村

応募対象市町村は、原則として以下の地域を全部又は一部含む小規模市町村とします。なお、市町村職員の中に国土交通省及び農林水産省（地方支分部局含む）からの出向者がいる場合も応募は可能ですが、活動内容等について個別にご相談する可能性があります。

- 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯
- 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域
- 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域
- 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
- 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

### ② 募集期間

令和8年3月25日（水）～4月15日（水）

### ③ 応募方法

別紙2の応募様式に所定の事項を記入の上、募集期間内に、「⑤ 問い合わせ先」に記載の2つのメールアドレスに必ずまとめて提出をお願いいたします。

※ 応募に際しては、各市町村の首長に確認をとっていただくようお願いします。

#### ④ 選定について

多くの市町村からご応募をいただいた場合、応募理由をはじめ諸事情を総合的に勘案の上、活動対象市町村を選定する可能性があります。選定結果につきましては、令和7年4月下旬をメドにメールにてご連絡いたします。

#### ⑤ 問い合わせ先

【事務局】国土交通省国土政策局総務課 末廣、本田、菅原

農林水産省農村振興局総務課 鈴木

農村計画課 有馬、吉見

TEL：03-5253-8350（国土交通省国土政策局総務課 直通）

メールアドレス：hqt-kokusei-chihououen\_atmark\_gxb.mlit.go.jp

maff-noushin-chihououen\_atmark\_maff.go.jp

※「\_atmark\_」を「@」に置き換えてください。

※応募様式の提出に当たっては、必ず上記2つのアドレス両方にまとめてお送りいただきますようお願いいたします。

#### ⑥ その他

- 本取組について、基本的に市町村の費用負担はございません。
- 本取組は、個別事業と連動した施策ではありませんので、取組対象市町村に選定されたことにより特定の事業の採択等が有利になることは一切ございません。
- 提出いただいた応募様式の内容について、担当より個別にご連絡する可能性がありますのでご注意ください。
- 本取組について想定される主なご質問について、以下に Q&A を付けていますので、適宜ご参照ください。
- ご不明点等があれば、お気軽に担当までご連絡ください。

### 3. Q&A

想定される主なご質問とそれに対する回答を記載していますので、適宜ご参照ください。

Q1. 本取組を活用するメリットは何か。

A1. 本取組は国土政策局及び農村振興局等の若手職員が、対象市町村職員等との議論等を踏まえながら、地域課題を整理し、課題解決に向けた方向性を提案したり、制度に関する情報を提供したりすることを目的とする取組です。そのため、対象市町村にとっては、国の若手職員目線での課題解決の方向性の提案や関係制度等の情報共有を受けることができるほか、国の職員との人的つながりを形成できる点がメリットであると考えています。

Q2. 隊員には具体的にどのような活動を行ってもらえるのか。

A2. これまで、隊員は以下のような活動を行っておりました。このように、市町村・地域が抱える様々な課題の解決について支援を行います。

- 観光協会のHPの改善案を提案し、観光協会によってリニューアルを実施
- 町役場の業務改善に向けた検討や提案を行うため、ワークショップ等にオブザーバー参加して意見具申
- 利用が低迷している町有施設の利活用に向けた活用方策の提案
- デジタルを活用した地域づくりに向けたアイデアの提案
- 観光振興施策や地方創生推進交付金制度の有用な活用方法の助言、有志職員への講演会の実施
- 観光拠点施設の整備に向け、整備内容に係る提案
- 条例制定に向け、法制的な観点での助言や他市町村の情報提供
- 地元の民間企業等の有志から構成される団体による、地域の理想的な姿に関する構想の作成に当たっての議論への参画
- 市主催の地元住民への制度説明会への同席、説明
- 関係制度・事業等の情報提供 等

これまでの活動対象市町村や活動内容は、HPに掲載している活動報告書をご覧ください。

Q3. 地方応援隊に支援していただく内容に何か制限はあるのか。

A3. 地方応援隊が支援する内容については、地域が抱える課題の解決につながるものであれば、基本的にジャンルの制限はありません。ただし、当然、国土交通省・農林水産省という立場である以上、両省に関係する課題ですと、隊員もより力が発揮しやすいかと存じます。

また、「地方応援隊」とは、文字どおり地方（自治体の活動）を「応援」するものであり、主役はあくまで自治体です。基本的に、自治体でできることは自治体をお願いをしたいと考えています。自治体の事務作業を外部化するような使い方はおやめください。むしろ、地方応援隊は、「知恵」「案」「第三者的目線」などを自治体に提供する存在と思し召してください。

Q4. 活動期間が2年間もあれば、地方応援隊に活動いただく内容が変わるかもしれない。その場合は申請書を出し直す必要があるのか。

A4. 地方応援隊の申請書はあくまで地方応援隊が活動する自治体を選定するための材料として提出いただくものです。

実際に活動が始まれば、地方応援隊として割り当てられた隊員の背景や専門性、適性に合わせて応援すべき内容が変わることはあり得ると考えております。あるいは、地方応援隊の隊員が実際に現地を訪れ、課題を整理した結果、当初想定していたものとは異なる、より本質的な課題を見いだすこともあろうかと存じます。その他、自治体内外から新たに浮上した優先度の高い課題、喫緊の課題に対応して、応援すべき内容は随時変わっていくものとも考えています。

このため、実際の活動を行うに当たって、必ずしもこの地方応援隊の申請書に記載された内容に縛られる必要はありません。また、活動内容が変わるにあたって、特段の事務手続きも必要ありません。

Q5. 地方応援隊をうまく活用するコツは。

A5. A3にありますように、応援隊は、自治体の活動をまさに「応援」する存在です。応援という性質上、隊員は自動的・自発的には動きにくいところがありますので、できるだけ自治体の側から、抽象的でもよいので、「こう困っている」、「ここを何とかならないかと思っている」ということを積極的に隊員に投げかけていただきたいと思います。

一方、地方応援隊は陳情機関ではございません。地方応援隊は、国土交通省・農林水産省の組織としての目線で活動するものではなく、(省の意見に縛られず)若手職員ならではの目線で課題解決に向けた活動をするものですので、陳情を伝えられても若手職員では抱えきれず、困ってしまうことが多くございます。もちろん、地域の実情や見出された課題について、担当部署にお伝えしたり、担当部署の考えを確認して自治体にお伝えしたりすることは、地方応援隊の活動範囲と考えています。

Q6. 小規模市町村とはどの程度の規模なのか。

A6. 小規模市町村の範囲については、基本的には人口が5万人程度までの市町村を想定しています。なお、多くの応募をいただいた場合、人口規模等も勘案して対象市町村を選定する予定です。

Q7. 応募多数の場合は何を基準に選定がなされるのか。

A7. 応募理由をはじめ諸事情を総合的に勘案の上、選定いたします。「応募理由」については、地域課題の重大性ではなく、活動期間を通じて隊員が伴走する上で適切な課題かどうかなどの観点から選定いたします。また、「諸事情」とは、活動対象市町村全体のエリアのバランス等を指します。

Q8. 希望すれば隊員の派遣の要請も可能となるのか。

A8. 1. の③で記載しているとおり、活動の一環として現地訪問も想定していますが、隊員の他の業務等の事情もありますので、派遣のような一定期間の滞在までは想定していません。

Q9. 対象市町村となった後、活動を休止または辞退したい場合はどうすればよいか。

A9. 市町村固有のやむをえない事情や活動に当たっての支障等が発生した場合は、速やかに担当隊員を通じて事務局までご相談ください。その他、隊員の問題行動等があれば、事務局まで直接ご連絡ください。

Q10. 本取組は今後も定期的に公募を行う予定なのか。

A10. 現時点では、今後も、毎年度公募を行う取組としていきたいと考えています。